

2024年（令和6年）以後の適用 経理実務講座改正一覧

項 目 2023年度	詳 細 内 容
印紙税額の軽減 【日々会計】P.20	適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。
交際費等から除かれる費用 【日々会計】P.22	(2) 平成18年4月1日以降に開始する事業年度からの飲食等の費用で、1人当たり <u>5,000円以下</u>の金額 ↑ 10,000円以下 ※ 上記の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 【日々会計】P.37 【年調】P.24、25、52	令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2024bun_01.pdf
青色申告書を提出する中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却 【日々会計】P.69	適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。
住民税の均等割額 【日々会計】P.72	令和5年度分までで復興特別住民税（道府県民税＋500円、市町村民税＋500円）が終了し、令和6年度分から市区町村民税として森林環境税1,000円が加算されています。